

収入印紙の欄

業 務 委 託 請 書

- 1 業務名称
- 2 業務委託料
- （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
- 3 履行箇所
- 4 履行期間 自 年 月 日
- 至 年 月 日

上記の業務を請け負いました。ついては、次の各項を承諾のうえ信義に従って誠実にこれを履行しますから本契約の証として、請書を提出します。

年 月 日

受注者 住所

名称

氏名

印

（あて先）
発注者

筑慈苑施設組合長

- 1 請書に定めるもののほか、別冊の図面及び仕様書に従い履行すること。
- 2 契約により生ずる権利又は義務を、発注者の承諾がなく第三者に譲渡し、又は承継させないこと。
- 3 業務は発注者の定めた監督職員の指示があったときは、これに従い履行すること。
- 4 発注者が必要があると認めるときは、業務内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部の履行を一時中止されても異議がなく、これらにより期間又は業務委託料を変更する必要があるときは、発注者と協議して書面により定めること。
- 5 業務が完了したときは、直ちに発注者に書面により通知し検査を受けなければならないこと。
- 6 検査の時期は、発注者が前項の通知を受けた日から起算して10日以内とし、支払の時期は、検査合格後発注者が適正な請求を受けた日から起算して30日以内とすること。
- 7 自己の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完成することができないときは、業務委託料から部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの率を乗じて計算した額を損害金として指定期間内に支払うこと。発注者の責めに帰すべき理由により前項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができること。
- 8 次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除されても異議なく、契約を解除されたときは、業務委託料の10分の1に相当する金額を指定期間内に支払うこと。
 - (1) 自己の責めに帰すべき理由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 9 損害金及び違約金は、発注者の支払うべき業務委託料と相殺されても異議がないこと。
- 10 この請書に定めのない事項で、必要な事項については、筑慈苑施設組合業務委託契約約款を適用すること。

管理技術者 { }

照査技術者 { }